

平成22年第3回  
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録  
11月19日（金曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第6号

平成22年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成22年11月12日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成22年11月19日（金） 午前10時30分  
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

---

午前10時30分 開会

出席議員 22名

1番	山崎 数則	12番	矢野 昭男
2番	鎌田 基志	13番	近藤 久志
3番	綾野 和男	14番	丹生 則幸
4番	三笠 輝彦	15番	渡辺 慧
5番	野口 勉	16番	古市 弘
6番	高木 康光	17番	中野 善正
7番	倉本 清一	18番	香川 虎生
8番	松成 国宏	19番	造田 節夫
9番	芝 昇	20番	大北 秀穂
10番	大賀 正三	21番	庄野 克宏
11番	三好 正志	22番	高木 堅

欠席議員 なし

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課資格・保険料 グループリーダー	伊藤 英樹
副広域連合長	新井 哲二	事業課医療給付 グループリーダー	浜田 一昭
副広域連合長	藤井 賢	総務課主事	十河 勲
事務局長	喜多 広志	議会事務局長	森 覚
事業課長	石井 克範	事務局書記	和田森 哲也
総務課総務 グループリーダー	宮本 佳和		

## 議 事 日 程

日程第1 会期決定について

日程第2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第3 議案第15号から認定第1号まで

議案第15号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第2号)

議案第16号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算(第1号)

認定第1号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢  
者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(提案説明・質疑・討論・採決)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 会期決定について

日程第2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第3 議案第15号から認定第1号まで

---

○議長（三笠輝彦君）おはようございます。

これより平成22年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第2 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において12番矢野昭男君及び18番香川虎生君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（森 覚君）議案第15号～認定第1号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第3 議案第15号から認定第1号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3議案第15号から認定第1号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の廃止後の新しい制度の状況につきまして、簡単に御説明申し上げます。

国におきましては、平成24年度末をもって現行制度の廃止を表明しており、学識経験者や各種団体の代表者等で構成する「高齢者医療制度改革会議」での検討を踏まえ、新しい高齢者医療制度についての「中間取りまとめ」が8月20日に示されました。

その主な内容といたしましては、現行制度の問題点を改めるとともに、利点は残し、国保の広域化を実現化して、安定的かつ持続的な運営を確保することを基本骨格として、地域保険は国保に一本化し、年齢による区分をなくし、サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に加入して、それ以外は国保に加入するとしています。

また、75歳以上の高齢者医療の財政運営は、現行を引き継ぎ県単位とし、全年齢を対象とした県単位化は「期限を定めて全国一律」もしくは「合意された県から順次」にとされており、また制度運営においては、県単位となった場合でも窓口サービスや保険料徴収、保健事業は市町村が行うとする方向が示されています。また、県単位の運営主体については、県が担うべきという意見が多数であるとしています。なお、このほかの高齢者の医療費を分担する仕組みや患者負担、公費負担のあり方等については、現在、改革会議において論議が進められております。

その一方、新制度の設計に当たっては、広く国民の意見を反映するため、これまで意識調査や地方公聴会が開催されており、中四国ブロックにおいても10月2日に広島市で公聴会が開催され、約400人が参加して制度改革に対応した財源確保を求める意見や様々な要望がなされたようであります。

また、本広域連合を初め全国の広域連合では、全国後期高齢者医療広域連合協議会として、昨日、現行制度に関する要望とともに、新制度の創設に当たっては現行制度における課題を解消し、被保険者等に不安や混乱を与えることなく、公平でわかりやすく幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となることを旨とする要望書を厚生労働大臣に提出いたしました。

今後、国は、寄せられた意見や改革会議での論議を踏まえ、年末までに「最終取りまとめ」を行い、次期通常国会に法案を提出し成立を図り、平成25年度からの制度導入を目指すとしております。

本広域連合といたしましても、こうした国の動向や全国市長会・町長会等関係団体の動向を十分注視しながら、引き続き、制度の円滑かつ適切な運営に資するよう配意してまいりたいと存じますので、議員皆様方のより一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の平成22年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は、国において平成22年度の特別調整交付金の交付要綱が示されたことに伴い、「平成22年度香川県後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱」を定めたことにより、関連事業費についてそれぞれ措置するものでございます。

まず、議案第15号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳出の第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」は、市町が実施する人間ドック等の長寿・健康増進事業や制度の広報・周知等の経費として措置するものでございまして、今回の補正額は、2,405万8,000円となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳出予算の総額は、5億420万6,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第4款「繰入金」の第1項「基金繰入金」及び第2項「特別会計繰入金」をそれぞれ補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第16号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳出の第6款「諸支出金」、第2項「繰出金」では、平成22年度の長寿・健康増進事業に係る経費として国から交付される特別調整交付金を、ただいま説明いたしました一般会計への繰出金として措置するものでございまして、今回の補正額は、2,359万2,000円となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳出予算の総額は、1,208億5,840万1,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第2款「国庫支出金」の特別調整交付金としての国庫補助金を増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、認定第1号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入につきましては、予算現額16億1,331万7,000円に対し、収入済額は、16億915万9,057円で、予算現額と比較して415万7,943円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額16億1,331万7,000円に対し、支出済額は、15億9,630万290円で、不用額は、1,701万6,710円となっており、執行率は98.9%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、4億1,950万5,000円を、第2款「国庫支出金」は、医療費適正化推進費補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、11億4,843万8,236円を、第3款「財産収入」は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の財産運用に伴う定期預金利子で、2万1,302円を、第4款「繰入金」は、特別対策の実施に要する経費を後期高齢者医療制度臨時特例基金及び特別調整交付金から繰り入れるもので、2,963万1,272円を、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で、1,079万9,150円を、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子、レセプトデータの情報提供料等で、76万4,097円を収入したもので、歳入合計は、16億915万9,057円でございます。

次に、歳出ですが、第1款「議会費」は、平成21年度に開催いたしました広域連合議会定例会及び臨時会開催に要する経費等ございまして、議員報酬及び費用弁償のほか、会議録作成委託料や会場使用料等で、支出済額は、114万6,552円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、事務局の運営に要する経費でございまして、職員の派遣協定に基づく丸亀市からの派遣職員2人に係る給与費やその他事務局職員の時間外勤務手当のほか、窓付き封筒や各種支給申請書等の印刷製本費、被保険者証の郵送のための郵便料や電算処理システム等に係る委託費、また丸亀市を除く広域連合派遣職員23人の給与費相当分の負担金等で、支出総額は、4億1,783万411円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員の公務災害補償負担金で、支出済額は、5,256円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬、事務従事委託料等で、支出済額は、22万2,441円でございます。

次に、第3款「民生費」は、医療費適正化事業及び特別対策事業等の実施に要する経

費でございまして、懇話会開催経費、高額介護合算療養費支給業務委託費のほか、市町が実施する人間ドック等の補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等で、支出総額は、11億7,709万5,630円でございます。歳出合計は、15億9,630万290円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出について説明いたしましたように、歳入総額は、16億915万9,057円、歳出総額は、15億9,630万290円で、歳入歳出差引額は、1,285万8,767円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので実質収支額も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌平成22年度の歳入に編入するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入につきましては、予算現額1,183億8,218万8,000円に対し、収入済額は、1,192億6,912万8,346円で、予算現額と収入済額を比較して8億8,694万346円の増となっております。

一方、歳出は、予算現額1,183億8,218万8,000円に対し、歳出済額は、1,156億275万8,819円で、不用額は、27億7,942万9,181円となっており、執行率は97.7%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び被保険者に係る療養費等の12分の1に相当する額を市町が負担する療養給付費負担金で、198億3,142万1,966円を、第2款「国庫支出金」は、被保険者に係る療養費等の12分の3に相当する額を国が負担する療養給付費負担金、高額な医療の発生による広域連合の財政リスクの緩和を図るため国が負担する高額医療費負担金のほか、調整交付金や市町に委託して実施する健診事業、特別高額医療費共同事業及び高齢者医療制度円滑運営事業に対する補助金で、377億1,540万4,915円を、第3款「県支出金」は、療養給付費等の12分の1に相当する額を県が負担する療養給付費負担金及び高額な医療の発生による広域連合の財政リスクの緩和を図るため県が負担する高額医療費負担金で、92億6,239万8,165円を、第4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、472億1,165万9,272円を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合からの拠出金を財源とし財源調整を行うもので、858万4,780円を、第7款「繰入金」は、被用者保険の被扶養者であつ



た被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減措置に対する後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れで、8億3,811万1,917円を、第8款「繰越金」は、前年度繰越金で、42億8,604万1,350円を、第9款「諸収入」は、歳計現金の運用による預金利子、交通事故による第三者行為に係る納付金、一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金及び過年度分高額療養費返納金で、1億1,550万5,981円を収入したもので、歳入合計は、1,192億6,912万8,346円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「保険給付費」は、療養給付費、高額療養費、葬祭費等の療養の給付に要する経費で、支出済額は、1,121億2,061万2,511円でございます。

次に、第2款「県財政安定化基金拠出金」は、保険料の収入や、療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金で、支出済額は、8,103万5,963円でございます。

次に、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同で負担する共同事業への拠出金で、支出済額は、1,044万6,145円でございます。

次に、第4款「保健事業費」は、被保険者の生活習慣病等の予防のため、市町に委託して実施した健康診査に要する経費で、支出済額は、2億5,386万8,668円でございます。

次に、第6款「基金積立金」は、平成20年度における歳計剰余金の一部を後期高齢者医療事業財政調整基金条例に基づき、年度間の財源不均衡を調整し、後期高齢者医療事業の健全な運営に資するため財政調整基金へ積み立てたもので、支出済額は、22億円でございます。

次に、第7款「諸支出金」は、市町が支出した保険料の過誤納金に係る還付加算金、平成20年度の医療給付等に係る負担金等の国及び県への返還金のほか、平成21年度の長寿・健康増進事業に係る経費を一般会計に繰り出す経費で、支出済額は、9億3,679万5,532円ございまして、歳出合計は、1,156億275万8,819円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出決算で説明いたしましたように、歳入総額は、1,192億6,912万8,346円、歳出総額は、1,156億275万8,819円で、歳入歳出差引額は、36億6,636万9,527円となり、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規

定に基づき、剰余金として翌平成22年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、去る9月27日付で監査委員による審査の結果及び意見書の提出をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第15号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて平成22年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

---

会議録署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 員 矢 野 昭 男

議 員 香 川 虎 生